

ニュース・レター

NEWS LETTER
Dec 2004

vol.
32



photo by Nozawa

CONTENTS

- ② 中下裕子・今こそ、日本中の良心を国民会議に結集し、バックラッシュをはね返そう！
- ④ 第7回総会報告
- ⑤ 総会記念講演会報告・「子どもの健康が危ない！～子ども環境保健法（仮称）の制定をめざして～」
- ⑧ 菊地美穂・財務報告
- ⑩ 立川 涼・高知県でこども条例が成立
- ⑫ 国際市民セミナーを共催・化学物質汚染のない世界をめざして EUの新しい化学物質規制—REACH
- ⑭ 神山美智子・BSE全頭検査廃止とアメリカ牛肉輸入再開問題
- ⑮ 森谷 隆・“現代”医薬品の水資源汚染拡大とその原因について

今こそ、日本中の良心を国民会議に ～国民会議第6年度の活動報告と次年度

1. ダイオキシン・環境ホルモン問題へのバックラッシュ

第6年度は、ダイオキシン・環境ホルモン問題に対するバックラッシュの動きが一段と顕在化した年でした。「ダイオキシン・環境ホルモン問題は終わった。空騒ぎだったのだ」という声をよく耳にするようになりました。

しかし、アトピーやぜん息、花粉症などのアレルギーは増加し続け、今や国民の35.9%もが症状を訴えています。また、学習障害（LD）、注意欠陥多動障害（ADHD）、高機能自閉症などと考えられる児童が6.3%もいることが文科省の調査で判明しています。こうした現象の直接的・間接的原因のひとつとして化学汚染の影響が疑われているのです。決して問題が終わった訳ではなく、むしろますます深刻化しているといっても過言ではありません。

国民会議は、こうしたバックラッシュにひるむことなく、真に問題が解決されるまで、粘り強く運動を続けたいと思います。ある意味で、国民会議の真価が問われている時だと思えます。今こそ、国民会議は、真の問題解決を願う人々の核となって、これらの人々の力を結集し、物言えぬ野生生物と次世代の子どもに成り代わって、彼らが安全かつ安心して生まれ育つことのできる環境を取り戻すための政策を実現させなければなりません。ピンチは同時にチャンスでもあります。皆さんの周囲の一人でも多くの方々に国民会議の活動の趣旨をお知らせし、共に活動に加わって下さるようお勧めして下さい。現在、会員数は1570名ですが、お一人、お一人が新たな会員を一人増やして頂ければ、会員数は3000名になります！今こそ、日本中の良心を国民会議に結集しましょう！

会員の皆様が、国民会議の歴史的使命を自覚され、なお一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心から願っております。

2. 第6年度の主な活動

第6年度の主な活動は以下の通りです。

（1）ブックレットの作成

お蔭様で、ブックレット①「化学汚染から子どもを守る」、②「食品のダイオキシン汚染」は好評で、各1000部ずつ増刷しました。ブックレット第3弾「知らずに使っていませんか？—家庭用品の有害物質—」も刊行し、記念講演会を開催しました。

（2）予防原則プロジェクトチームの設置

予防原則の日本での導入・適用を実現するために予防原則プロジェクトチームを設置しました。調査研究を行うとともに、学習会を開催し、周知啓発活動に取り組んでいます。その成果をまとめたブックレットも発行する予定です。

（3）容器包装リサイクル法改正運動

「容リ法改正ネットワーク」に参加して改正実現を目ざした活動を行いました。お蔭様で署名は約100万名集まりました。改正の市民案の作成にも取り組んでいます。

（4）他のNGOとの連携強化

ネットワークを形成したり、共催で学習会を開催しました。

（5）組織拡大

この1年間で、新たな会員が113名増加しましたが、退会者もあり、総会員数は1570名と足踏み状態でした。

結集し、バックラッシュをはね返そう！ の活動方針～

事務局長 中下 裕子

(2003年)

- 10月14日 パール・ロザンダー氏講演会「毒物
のない環境を次世代に手渡すために～
スウェーデン、EUの化学物質政策～」
開催
- 10月25日 オーフス・ネット設立総会「どこま
で進んだ市民参画—オーフス条約は日
本の環境・公共政策をどう変えられるか」
- 10月28日 「センス・オブ・ワンダー」清里フ
ォーラム2003ワークショップ開催
- 11月8日 国民会議総会・5周年記念シンポジ
ウム「毒物のない社会をめざして」開催
- 12月11日～12月13日 エコプロダクツ2003
出展

(2004年)

- 5月8日 「有害物質削減ネットワーク」(Tウ
オッチ) NPO法人設立総会
- 5月28日 ダイオキシン・環境ホルモン内部学
習会開催
- 6月23日 学習会「予防原則とは何か」共催
- 7月3日 講演会「塩ビとフタル酸エステルの
昨今」共催
- 8月28日～29日 「市民のためのわかりやすい
疫学セミナー」共催
- 9月11日 国民会議ブックレット③「知らずに
使っていませんか？—家庭用品の有害
物質」出版記念講演会開催

また、「子ども環境健康法」制定運動については、総会後、戦略会議を開いて検討した結果、より大きく団結し、国民的世論を喚起するために、「子ども基本法」の立法提言を行い、その中に盛り込むことになりました。近々、起草委員会を立ち上げる予定です。ご関心のある方は事務局までご連絡下さい。

その他、以下のような活動を予定しています。

(1) 地方セミナーの開催

2004年12月11日岡山、2005年2月26日佐賀でセミナーの開催を予定しています。

(2) ブックレット④「予防原則の適用を求めて」 (仮題)の刊行、提言作成

(3) 容り法改正実現に向けた取り組み

(4) 食品の化学物質汚染状況の調査研究、提言

(5) POPs条約発効、第1回締約国会議開催に向け た提言、啓発活動

(6) 「医療廃棄物の非焼却処理」の翻訳、出版

会員継続と会費納入・歳末カンパのお願い

新年度に移行し、会費のご請求をさせていただいております。皆様には、是非、会員のご継続と会費の納入をよろしくお願い申し上げます。

第6年度は、多額の助成金(200万円)が支給されましたので、何とか赤字を計上せずすみましたが、第7年度には厳しい状況です。是非、この機会に少しでもカンパをお寄せいただければと願っております。何卒、よろしくお願い申し上げます。なお、カンパのお振り込みは、年会費お振り込み用に同封しました郵便局での振込用紙をお使い下さい。

3. 第7年度の活動方針

前述のとおり、第7年度は、会員拡大と組織基盤の強化を重点課題として取り組みたいと考えています。是非、皆様のご協力をお願いします。

第7回総会報告

2004年11月6日、環境パートナーシップオフィスで、第7回総会を開催しましたので、その様子をご報告します。



中下事務局長

各プロジェクトからの報告

中下事務局長からの第6年度の活動報告と第7年度の活動方針についての説明に引き続き、子どもプロジェクト、食品プロジェクト、医療器材問題プロジェクト、フタル酸エステル類問題プロジェクト、環境教育プロジェクト、家庭用品プロジェクト、容器リサイクル法改正プロジェクト、環境ホルモンプロジェクトの各担当者がプロジェクトの進捗状況や今後の活動予定について報告を行いました（中下事務局長の報告、各プロジェクトの内容については、2、3ページに掲載）。

会員の皆さんから、それぞれのプロジェクトに対する意見や質問をいただきました。たとえば食品プロジェクトについては、「カドミウムや水銀を優先すべき」「鉛の食品汚染も心配」などのコメントがありました。どのプロジェクトにも会員の皆さんは参加できますので、ご興味があるプロジェクトがある方は事務局までご連絡ください。

国民会議に期待すること——会場からの意見

国民会議の今後の活動のあり方について、会場の皆さんと意見交換を行いました。いただいた意見のいくつかをご紹介します。

*環境ホルモン問題にバックラッシュが起こっていることについて、現場の研究者も危機感を持っている。そのような研究者と提携して、議論を盛り上げ

ていくことがNGOに期待されている。

*2007年に横浜でダイオキシン国際会議が開かれる。世界からの参加者に対して、日本の状況をNGOとしてアピールすべきだし、コミュニケーションのためには、まずは情報を発信することが必要であろう。国民会議としても、ダイオキシン国際会議の機会を利用すべきだ。

*渡辺正氏の反ダイオキシン本が出版された時に、時を失せず、反対声明を出すべきだったのではないか。ジャーナリズムに取り上げられるためには、タイミングが重要だ。

*化学物質の問題は、全国で国民的に取り組むべき問題である。東京だけでなく、全国に出前講座などに出かけて、重要な問題について伝えていくような活動を期待する。

第6年度会計報告

菊地事務局次長より、第6年度の会計の報告が行われました。（7、8ページ参照）



菊地事務局次長

最後に、国民会議を全国的な活動にするためにも会員拡大が重要なテーマであり、会員を今年度中に2000名（現在1570名）まで増やすことを目指しているので、皆さんにも協力してほしいと中下事務局長から力強い呼びかけがありました。

「子どもの健康が危ない！～子ども環境保健法（仮称）の制定をめざして～」

国民会議は11月6日、総会に引き続き、「子どもの健康が危ない！～子ども環境保健法（仮称）の制定をめざして～」というテーマの記念講演会を開催し、国民会議代表の立川涼氏、東京大学神経化学総合研究所客員研究員で医学博士の黒田洋一郎氏、国民会議副代表で千葉大学医学部教授の森千里氏にお話をいただきました。以下に、講演の内容をご報告します。

国民会議のこれから

代表 立川 涼



化学物質問題というのは古くて新しいもので、常に新しい問題が出てきています。そして、新しい化学物質問題が出てくるに従って、新しい政治的、社会的対応が必要となるという認識が、世界的な流れとしてはっきりとしてきています。世界的に化学物質に対する関心も確実に高まっています。

例えば、中国では、ビジネスを見越した化学物質やダイオキシンへの対応が進んでいます。また、「Environmental Science and Technology」という環境科学の権威のある雑誌でも、論文の半分は化学物質問題で占められています。世界の流れは間違いなく化学物質に関心が高まっているのです。

日本でも、環境化学会の研究発表では450中350がダイオキシンや人工化学物質に関するものでした。しかし、日本では総合科学技術会議が人工化学物質に関する予算をカットしたため、今後、日本の研究にブレーキがかかることは避けられません。

一方、アメリカのプッシュの環境政策はひどいもので、例えば、REACHに対するホワイトハウスの態度表明は、化学産業界の出した要望書と全く同じものでした。しかし、こんな状況はそれほど続かないので

はないかと思います。何故なら、世界的には間違いなく化学物質に関心を高めているからです。アメリカもこの動きを無視することはできないでしょう。

EUは、REACHによって従来のコンセプトを変えた化学物質の規制をやろうとしています。今のシステムでは、化学物質の毒性の結論を出すことは非常に難しい。というのは、様々な利害関係者が関わっている民主的な組織になっているため、意見がなかなかまとまらないのです。また、最近盛んなリスクアセスメントについても、リスクが科学的にわかるという前提の上で成り立つものです。しかし、実際にはリスクそのものが不確定なのです。このような状況にいかに対応していくかというときに、予防原則やREACHという新たなアプローチが出てきたわけです。

REACHが目指すのは「1物質1ルール」です。現在は、物質それぞれで法律の所管も規制も違うため、望ましい判断もなかなかできないし、意思決定も遅れています。REACHでは、役所の縦割りに惑わされず意思決定をスピーディーに無駄なくできるようになります。日本でもREACHに対応するような本格的な取組みがこれから必ず必要とされてくるでしょう。

修正と変革は違います。修正は現実から少しずつ手直しをして対応をしていくものですが、今、化学物質問題はそういう対応方法では限界が来ています。システムの修正ではなく変換へと、抜本的にアプローチを変えなければなりません。変革は現実からスタートするわけにはいきません。現実からスタートすれば、必ず現実が足をひっぱるからです。そうではなく、将来の理想を最初に掲げて、その後で具体化を図ることが必要です。

例えば、東京都の狛江市は「ごみ半減審議会」というものを作りました。これは行政の公式な審議会としては珍しい。ごみ半減なんてできないと考えます。また、徳島県の上勝町では、「ごみゼロ宣言」をして非

常に評判になり、多くの自治体、NPOや市民などが視察に訪れています。このような取り組みによって現実が激しく動くということがあるのです。

化学物質問題の抜本的前進のためには、アナウンスメント効果として最初から理想を掲げるというこが有効だと考えています。変革には変革にふさわしいやり方があり、長期的な視野も必要です。そのためには、政策形成に国民が参画していくことが重要です。NPOの役割も大きくなってきています。行政もNPOや市民抜きでは動かない、政策形成と実行ができないという時代がもう目の前まで来ています。

環境化学物質の脳への影響

～発達障害の子どもたちに何が起きているか～

PCB、農薬（殺虫剤、除草剤）などによる脳の発達に重要な遺伝子の働きの攪乱

黒田洋一郎氏

（東京都神経科学総合研究所・CREST）



今、日本でもアメリカでも学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの軽い発達障害が増えています。対人・社会行動障害（切れやすい、引きこもりなど）、子育て行動障害（児童虐待など）、若年性痴呆など、発達障害が原因である可能性があるものも社会問題化しています。アメリカでは1960年ごろから増え始め、ADHDだけでも全学童の6%～10%、日本の文部科学省が去年発表した調査では、全学童の6.3%がこのような発達障害を持っているらしいことがわかりました。これには、様々な化学物質環境や、家庭や学校などの社会的な環境が影響していると考えられ、広い意味での複合汚染といえます。

一方、このような発達障害のことを考えるときに気をつけねばならないのは、子どもの能力には社会性、活動性、情緒性、知能など様々あり、能力のどれかが平均値より少し低いのはよくあることで、ある意味で個性ともいえます。軽い障害であれば個性と紙一重ともいうこともあるので、障害というレッテル貼りではなく、親や周囲がその子がうまくできない部分を理解して、できるように対応・支援していくべきです。

さて、脳の発達への化学物質の影響は以前からわかっていました。有機水銀による胎児性水俣病、鉛による子どもの行動異常だけでなく、PCBでは、油症事件、ミシガン湖汚染魚、スロバキアの工場汚染などで、被害者の母親から生まれた子どもが知能低下、多動を示すなど疫学調査があります。ビスフェノールAなどにも動物実験のデータがあって、危険性が疑われてきました。

脳の構造と発達について説明しましょう。脳の神経細胞は約1000億あり、約60兆のシナプスでつながっています。このシナプスで繋がった多数の神経細胞のネットワーク（回路）の活動が脳の働きのもとで、これが変化することによって記憶や新しい行動など脳の機能が獲得されます。この大事な神経回路（シナプス）はほとんどが胎児期の後半から1～2歳の頃に形成されます。不幸なことに、この時期には栄養だけでなく様々な有害化学物質が、母親の胎盤や母乳を通して子どもの体の中に入ってきます。また、ヒトには脳を守る仕組みとして血液脳関門があり、大人であればこれが関所となって怪しげな化学物質をシャットアウトします。しかし、胎児や乳児の時にはこの血液脳関門がほとんどありません。だから、胎盤や母乳を通して入ってきたものは全て赤ちゃんの脳の中にも入ってしまいます。

科学技術振興機構（CREST）の「環境ホルモンなど化学物質の脳機能発達への影響と毒性メカニズム」研究プロジェクトで、私たちは「どのような化学物質が、どのくらいの量で、どのような脳や行動の異常を起こすか」を調べました。多くの実験結果が、子どもの行動異常・脳の機能発達障害に様々な環境化学物質が原因となっている可能性を示しています。PCBのような「にせホルモン型」化学物質によって、脳内での甲状腺ホルモン依存性の遺伝子の働き（発現）が攪乱し、神経回路（シナプス）形成がうまくいかなくなり、知能（IQ）低下や多動症が起こることがわかりました。また、DDT、ペルメトリン、DESなどで、神経活動依存性の遺伝子発現が攪乱し、記憶などの後天的獲得行動に異常が起こる可能性があります。さらに、遺伝子組換作物用除草剤として使われているグルホシネートは、雌子ラットが互いに殺しあうほどに攻撃性を異常に高めますが、やはり神経活動依存性の遺伝子発現に異常を起こすことが分かりまし

た。

「LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群などでは、子どもごとに異なる多様な症状とその合併を持つことが多く、1つだけの診断名をつけにくい」事実があります、脳の各部位がもつ機能（＝行動）と、それに対応する神経回路（シナプス）が形成される時期によって、有害化学物質への感受性にずれがあるため、「これら多様性と合併をもつ軽い脳の発達障害は、時間的・空間的に異なる有害化学物質などの複合汚染が原因」と説明できます。

胎児の複合汚染～次世代環境健康学について～

森千里

（国民会議副代表、千葉大学大学院医学部教授）



健康は、免疫や栄養状態などの本人の状態、水や空気などの環境条件、そして生活習慣という3つの因子で成り立っています。病気や生活の質の低下には、外的因子である環境因子と内的因子である遺伝的要因が相互に関わっています。環境因子には、化学物質による化学的要因だけではなく、細菌やウイルスなどの生物的要因、放射線などの物理的要因、ストレスや栄養状態などの社会・文化的要因があって、これら全ての環境因子をみていくことが必要です。

生活習慣の改善によって疾患を予防するのが衛生学の基本です。環境病は、的確な現状評価と教育を含めた生活介入の対応によって改善することができるのです。

公衆衛生とは、みんなの健康をみんなで守り、向上させるヘルスプロモーション（健康増進活動）が大きな課題で、その基盤は予防医学です。衛生学を1800年代後半に初めて日本に導入したのは私の曾祖父の森鷗外です。鷗外は、『衛生新篇』を1897年に書き、衛生学は「健康を守ると同時にその増進をはかるべきものである」と述べました。これが日本の衛生学の基本になりました。

しかし、鷗外の考えた衛生学は現世代の人たちだけを対象としたものでした。当時は衛生上の問題から感染症などで亡くなる人が多かったのです。しかし、現

在ではそのような感染症で命を落とす人は非常に少なくなり、代わりに命に関わるほどではないけれども生活の質が低下する症状に苦しむ人が増えてきました。そこで我々は、未来世代のための環境予防医学という新たなアプローチを考えました。これから生まれてくる子供たちのために環境を改善し、健康への悪影響を予防することを「ゼロ次予防」と名づけました。未来世代も含めたみんなの健康をみんなで守り、向上させる為の活動をしたいと考えています。

胎児の複合汚染を考えるには、ハイリスク・グループとハイリスク・ライフステージに着目しなければなりません。胎児期、新生児・乳幼児期がハイリスク・ライフステージにあたります。また、化学物質に暴露しやすいハイリスク・グループも存在します。こういう人は、PCB濃度が高いと他の残留性化学物質やダイオキシンの濃度も高いことがわかっています。

そこで胎児の複合汚染への対応策として、第一に正確な情報を伝達すること、第二に医学的な影響の判定法を確立し、新しいリスク評価方法を開発すること、第三に予防方法を開発すること、という3つを考えました。従来のリスク評価では、複合的な汚染や、個人、胎児期や小児期など発達段階による感受性の違いも評価の材料になっていません。

具体的には、マイクロアレイという技術を使って新生児スクリーニング・診断をし、環境教育とリスクコミュニケーションによって体内に入ってくる化学物質の量を減らし、高濃度で蓄積している場合は、排出される量を増やせばいいと考えています。実際、高コレステロール血症剤の投与で体内のダイオキシンがある程度減らせることがわかっています。

このような取り組みを積極的に推進していくため、去年「次世代環境健康学プロジェクト」を立ち上げ、本年にはNPO「次世代環境健康学センター」を千葉大学医学部の中につくりました。21世紀を担う将来世代の健やかな発育・発達と、生活の質の向上を目的とした「次世代環境健康学」という研究・教育・実践を統合した新しい学問分野をつくり、現状の認知、汚染状況の正確な判定、人材育成に取り組んでいきたいと考えています。

財務報告

事務局次長・会計担当 菊地 美穂

2003年度は、皆様からご寄付をいただいたおかげで、前年のような赤字は免れました。但し、既に受領済みで今後の活動に充てる助成金も入っていますので、格別利益が出ているわけでもありません。

年会費は個人会員で2000円と安く設定しており、ほとんどはニュースレターの作成・送付の実費に相当しています。会費を増額してはどうかというご意見もいただきますが、会員数をさらに増やし、より大きな活

動に発展させていくためには、現在の会費を維持したいと考えております。お志と余裕がおありの方には、今後とも会費に加えて応分のご寄付をいただければ幸いです。

また、ブックレットは一般書店には並んでいませんが、おかげさまで売れ行きは好調です。ブックレットの販売と新会員の勧誘もよろしくお願いいたします。

2003年度会計貸借対照表

2004年 9 月30日現在

科 目		金 額		
1. 資産の部				
1. 流動資産				
現預金				
現金	現金手元有高	20,862		
普通預金	みずほ銀行神谷町支店	1,937,749		
郵便貯金	郵便局	3,098,937	5,057,548	
流動資産合計				5,057,548
2. 固定資産				
器具備品			706,068	
固定資産合計				706,068
資産合計				5,763,616
2. 負債の部				
1. 流動負債				
未払金			113,860	
預り金			3,210	
流動負債合計				117,070
負債合計				117,070
3. 正味財産の部				
前期繰越正味財産			4,386,193	
当期正味財産増加額			1,260,353	
正味財産合計				5,646,546
負債および正味財産合計				5,763,616

2003年度収支計算書

2003年10月1日から2004年9月30日まで

科 目	金 額		
1. 経常収入の部			
1. 会費・入会金収入			
入会金収入	85,000		
会費収入	2,338,000	2,423,000	
2. 寄付金収入		1,504,220	
3. 事業収入			
シンポ他参加費収入		151,420	
4. 助成金収入			
環境事業団助成金収入	1,000,000		
セブンイレブン助成金収入	1,000,000	2,000,000	
5. 雑収入		835,459	
経常収入合計 (A)			6,914,099
2. 経常支出の部			
1. 事業費			
講師謝礼	152,000		
交通費	78,000		
通信費	1,028,715		
資料作成費	1,869,891		
会場料	33,150	3,161,756	
2. 管理費			
人件費	1,551,820		
ホームページ関係費用	126,000		
環境市民ひろば分担金	194,000		
四谷事務所家賃	259,513		
雑費	360,657	2,491,990	
経常支出合計 (B)			5,653,746
経常収支差額 (A) - (B)			1,260,353
3. その他資金支出の部			
1. 固定資産取得支出		200,000	
その他資金支出合計 (C)			200,000
当期収支差額 (A) - (B) - (C)			1,060,353
前期繰越収支差額			3,880,125
次期繰越収支差額			4,940,478

※雑収入のうちブックレット販売代金は、787,640円、送料は22,590円

高知県でこども条例が成立

代表 立川 涼

難産していた「高知県こども条例」(以下「条例」)は、継続審議をへて成立し、平成16年8月6日、公布、施行された。国はもとより、都道府県でも最初の子供条例であり、「こどもの環境保健法」の成立をめざしている国民会議にも参考になることが少なくないので簡単に紹介しておきたい。なお、詳細は高知県ホームページで見ることができる。

(<http://www.pref.kochi.jp/~kodomo/>)

「条例」は読んでいただければ、余計な解説は無用かもしれないが、まずは成立までの過程が面白い。平成13年度に8人の「みんなでつくろう『こども条例』委員」が身近な地域や学校の仲間と一緒に「こども条例」モデルプランを作った。お母さんたちがつくる「こども条例」、お山のこども条例、お父さんたちによるミニ条例づくり、大学生がつくった「こども条例」、四万十・高校生条例等々である。一例として、「江陽こども条例」について少しふれておく。

条例のメンバーは、徹底して子供の視点に立つことにこだわり、子供の想いや願いを精一杯引き出すことに努めました。子供たちは、今まで大人にじっくり話を聞いてもらったことがなかったと感動し、大人は意外としっかりしている子どもたちの新鮮な意見に感動しました。未完成ではあるけれども小さな紳士、淑女として対等な人格として対話することによって、今まで大人には見えてこなかったものが見えてきたりします。大人の都合で大人の価値観やルールを押しつけるのでは、本当に子どもたちが幸せになれるのかどうかわかりません。子どもと大人の対話を通して、社会を見つめ直す作業が大事ではないでしょうか。

(NPO高知市民会議・山崎一寛)

また、県内の小・中・高校5校の児童、生徒が「子どもの権利条約」の学習や、県外地の子供たちとの意見交換を行ったり、「こども条例」について考え

る交流会に参加している。さらには、「こども条例」モデルプラン試食会、こども条例タタキ台タタキ会など、広く県民各層の理解と支援を広げる努力もしている。

平成14年度には、以上のような個性的な「こども条例」モデルプラン8案を、一つの条例にまとめて年度末の議会に提案された。前例のないアンビシャスな条例であり議会は難航した。最終的には、原案の第7条(休む・遊ぶ)「こどもは、自分自身を探し、豊かにし、生きる力を養ったり、ありのままの自分でいられるように、ゆっくり休んだり、遊んだりすることができます。」が削除され、一部字句修正の上通過した。

本則の構成と各条のねらいは(・・・)で書かれている。一見して、これまでの法律、条例とは基本的な姿勢の相違がおわかりいただけよう。国民会議のメンバーに関心があると思われる新7条(有害な環境から守られる)は「こどもは、幸せに育つために、その妨げとなる児童虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境に直面している場合は、その環境から守られることができます。」となっている。本条文は検討過程で追加されたものである。

なお、今年度中に「条例」の「子供バージョン」の発表が予定されている。ついでながら、「条例」の担当は、高知県教育委員会事務局こども課ゆめ企画班である。同課には子育て支援班(「子育て」ではない)もある。

高知県こども条例

前文

こどもは高知県の未来です。一人一人のこどもが主人公として、自分自身を探し求め、夢を持って幸せに育っていくことは、県民の願いであり、これからの高知県の豊かな未来を築いていくための重要な課題です。

そのためには、まず、日本国憲法や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえて、こどもの人権が守られなければなりません。もちろん、こどもも社会の一員としての役割を自覚し、社会のルールや他の人の人権を守ることが必要です。しかし、なにより、社会や大人が、こどもを一人の人間として認めることが出発点になります。

こどもが幸せを感じ、豊かに育っていける社会は、同時に、人と人がうまくつながりあえるような温かい社会でもあります。このような社会をつくるためには、大人とこどもがきちんと向き合い、知恵を出し合い、失われつつある人と人とのつながりや、地域のつながりを取り戻すことが必要です。

この条例づくりの過程には、多くのこどもと大人が参加し、長い時間をかけてそれぞれの思いを集め、大きな力となるひとつの形にしてきました。

この条例を活かすのは、県民である、こどもと大人一人一人であり、こどもが健やかに育っていくための取組を県民みんなで進めていくことが大切です。

一人一人のこどもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し、こどもが高知県で育って良かったと感じられるような社会を築くためにこの条例を制定します。

第1章 はじめに

(めざすもの)

第1条 この条例は、高知県の未来を担うすべてのこどもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つことを目的とします。

(この条例が定めるもの)

第2条 この条例は、前条の目的を達成するための基本的な考え方を県民全体で共有し、こどもが健やかに育つ環境を整えるための取組を総合的かつ計画的に進めていくことを定めたものです。

(こども)

第3条 この条例において「こども」とは、18歳未満のすべての者をいいます。

(大切にしたい考え方)

第4条 こどもは、どんな立場、条件、状況の下で育っていても、この条例の主人公であり、だれでも一人の人間として、その人格や個性が尊重されます。

2 こどもは、自分自身を大切にし、他の人も大切にしなければなりません。この場合において、お互いの権利の行使が制約されることがあります。

3 だれも、こどもの人格や個性の成長を妨げるようなことをしてはいけません。

第2章 自分を探す

(あるがままで愛される)

第5条 こどもは、性格、能力、外見、性別、年齢等にかかわらず、社会の大切な一員としてだれからも愛され、受け入れられます。

(学ぶ)

第6条 こどもは、幸せに育つために、たくさんのことを学ぶ権利を持っています。こどもは、その成長に応じて、どこで何を学ぶか等広く選択でき、失敗しても何度でも学び直すことができます。

(有害な環境から守られる)

第7条 こどもは、幸せに育つために、その妨げとなる児童虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境に直面している場合は、その環境から守られることができます。

(自分の権利を知る)

第8条 こどもは、自分が持っている様々な権利について、正しく学び、知る権利があります。

第3章 夢を持つ

(夢を持ち続ける)

第9条 こどもは、生きる力となる将来の夢を持ち、伸ばし、それに向かって進むことができます。

(人と交わる)

第10条 こどもは、夢を持つために、あらゆる人と交流することで、たくさんの生き方や考え方を学び、社会の様々な情報や仕組みを知ることができます。

(自然と交わる)

第11条 こどもは、感性や創造性豊かに育つために、自然を実感したり、体験したりすることができます。

(文化と交わる)

第12条 こどもは、感性や創造性豊かに育つために、芸術、スポーツ、伝統文化、昔遊び及び他の地域の文化に触れることができます。

第4章 自分を表す

第13条 こどもは、自分が思ったこと、感じたことを素直に表現したり、意見を表明したりすることができます。

第5章 地域で育つ

(地域の役割)

第14条 こどもは、学校や家庭だけでなく、地域の住民、事業者、団体といった地域の様々な人々とののかかり合いの中で育つことが大切であることから、地域の様々な人々は、こどもを地域社会の一員として育てるために、互いに、また、学校、家庭と協力するよう努めます。

2 地域の様々な人々は、こどもが自然や地域の文化を学び、社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。

(学校の役割)

第15条 学校は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域内のつながりの拠点のひとつとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

2 学校は、地域の一員として、情報等様々な資源を地域に開き、地域の活動に協力するよう努めます。

(家庭の役割)

第16条 家庭は、こどもが育つ原点であり、こどもに基本的な生活習慣を身につけさせる場としての役割とこどもが心身ともに安らぎ、くつろげる場としての役割を持っていることから、こどもを保護する者は、こどもが自立した社会の一員となるように、責任を持って育てるよう努めます。

2 こどもを保護する者は、地域や学校と積極的に交流するよう努めます。

第6章 未来を創【つく】る

(広める)

第17条 県は、この条例がめざすものや内容をこどもにも分かりやすい様々な手段や方法で広めていきます。

2 県は、この条例がめざすものや内容をすべての県民に広めるために、高知県こども条例記念日を設けます。

(進める)

第18条 県は、県民や市町村との連携に努め、この条例に基づく活動を進めます。

2 県は、県の取組について、こどもの視点に立って進めます。

(計画する)

第19条 県は、この条例がめざすものや内容を実現するため、高知県こどもの環境づくり推進計画（以下「推進計画」といいます。）を作成します。

2 推進計画には、次のことを記載します。

(1) こどもの意見を聴き、こどもの意見が適切に尊重される意識づくり及びこどもに関する意思決定の過程にこどもが参加できる仕組みづくりに関すること。

(2) こどもが学び直す機会及びこどもの居場所づくりに関すること。

(3) こどもの様々な体験学習の実施及びこどもの自発的な活動への支援に関すること。

(4) こどもの人権侵害に対する救済に関すること。

(5) その他県が必要と認める事項

(活【い】かし続ける)

第20条 知事の附属機関として、高知県こどもの環境づくり推進委員会（以下この条において「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会の任務は、次のとおりとします。

(1) 推進計画の作成又は変更に関すること及び条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 推進計画に基づき県が実施するこどもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

3 推進委員会は、委員15人以内で組織します。

4 委員は、こどもに関し識見のある15歳以上のこどもを含む県民から知事が任命します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第7章 その他必要なこと

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めます。

化学物質汚染のない世界をめざして EUの新しい化学物質規制－REACH

REACH（コラム参照）は、対象物質の多い総合的な化学物質規制なので導入されれば、化学物質による健康影響や環境汚染が低減されます。しかも、このシステムは欧州だけでなく、これからの世界中の化学物質管理のあり方を大きく変える内容を含んでいます。

それだけに、化学業界や米国政府を筆頭に猛烈な攻撃や抵抗にさらされています。欧州議会での審議の行方が注目される所以です。そこで、国民会議、有害化学物質削減ネットワーク、化学物質問題市民研究会、WWF ジャパン、グリーンピース・ジャパン、全国労働安全衛生センター、2004年アスベスト東京会議組織委員会の7団体は、11月23日、東京・豊島区の東京芸術劇場で、REACHに関する国際市民セミナーを開催しました。

人間の制御を超える化学物質をどう規制するか

ナディア・ハヤマさん

（グリーンピース・インターナショナルの政策担当シニア・オフィサー、ベルギー）

●代替原則の徹底と举证責任の転換がカギ

毎日、私達は様々な合成化学物質に曝されています。というのも、電機製品、衣服、化粧品、家具など日常使用する消費財に含まれているからです。中には慢性病の原因になるものもあります。しかし、多くの化学物質は十分な情報が公開されていないため、対策を立てることすらできない状況にあります。

REACHは、こうした情報不足を解消するという目的を持って提案されました。しかし、極めて危険性の高い化学物質で、しかも安全性の高い代替品が存在する場合でも引き続き使用できる、という抜け道が付け加えられました。これは、大変困ったことです。安全な化学物質体系を実現する上で、最も重要なステップは「より有害性の低い、又は無害の化学物質にできるだけ代替していく」という“代替”原則です。

一方、代替原則を実施した場合には、様々なメリットがあります。環境を汚さない“グリーン・ケミストリー”への転換を誘発する、自主的に規制している事業者とそれ以外との不公平を是正する、化学産業への信頼感が回復に向かう、難分解性の化学物質を順次削減することができるなどです。

非伝染性の病気－先天的疾患、免疫性疾患、発達

不良、神経症やガンなどの増加は、化学物質に起因するとの懸念が高まっています。従来のように、人体や環境に被害が出るのを待って対応するというのでは、取りかえしのつかない被害をもたらすことになります。

代替原則の採用と举证責任を規制当局から企業に転換することが、安全な環境を取り戻す道と言えます。



労働者の健康改善にREACHは必須

ローラン・ボーゲル氏

(ヨーロッパ労連 労働安全衛生部研究員、ベルギー)

●労働階層により化学物質暴露に不平等な違い

化学物質によるリスクは、今日の欧州において、事故よりも大きな死亡原因となっています。最近発表されたスペインでの調査によると、控えめに見積もっても、労働に起因する疾病で年間1万5千人が死んでいること、その主な病気はガンであり、その主原因は化学物質であることが分かりました。関連する他の調査でも、同様の結果が出ています。

さらに、各種の調査から浮かび上がってくるのは、化学物質に起因する病気の罹患率と社会階層とに明確な関連性があり、それが社会的に不平等なレベルまでに達しているという点です。

特に呼吸器系疾患、皮膚病、アレルギー、ガンなどにその傾向が著しいと言えます。1994年のフランスの調査では、化学物質の暴露率は、肉体労働者で54%、技術者で27%、事務職で21%、管理職はわずか8%という結果が出ました。

また、化学物質の暴露を受ける労働者の15%が、5種類以上の化学物質に曝されていることも分かりました。化学物質の暴露という観点から、社会には不平等があるわけです。

●REACHは、職場環境の改善に資する

化学物質の「登録」義務は、「評価」義務とつながっています。現在提案されている改革案は、「分類ミス」、すなわちリスクを過小評価するという事例を少なくするようにしなければなりません。

「評価」システムは、無理な運営がなされた場合、予防情報を伝達するだけのものになる恐れがあります。初期段階での評価によって、安全性に関する分類が行われ、それが製品パッケージにも反映されるわけですが、これは必要に応じて修正される必要があります。現在のシステムのままでは、初期段階での企業による評価がそのまま、最終評価になる恐れがあります。REACHは、健康影響に関し、モニタリング制度を改善する必要があります。

次に現状では、職場において経営者は、労働環境を健康面、環境面で改善しようとの意欲が少なく、一方で、労働者はその結果を消極的に受け入れる、

というのが一般的です。双方が、職場でのリスク評価を行えるようにする制度が必要です。

最後にREACHによって、欧州化学品庁や執行能力を持った機関が設立され、現存する官公庁がより積極的な施策に出ることを期待しています。

もっと詳しくお知りになりたい方は、次のウェブサイトをご覧ください。

<http://tutb.etuc.org>

<http://www.chemsec.org/>

<http://ecb.jrc.it/>

<http://www.europa.eu.int/comm/environment/chemicals/reach.thm>

◎REACHとは

●予防原則と代替原則の導入

有害化学物質による人の健康や生態系への影響への懸念は、世界の緊急課題の一つと言えます。この課題に取り組むため、欧州では“疑わしきは予防的に規制する”という予防原則や、“少しでも安全な物質に代替する”という代替原則を取り入れた化学物質規制案REACHの導入が検討されています。

REACHとは、Registration（登録）、Evaluation（評価）、Authorization（認可）、Chemicals（化学物質）のそれぞれの頭文字をとった「化学品の登録・評価・認可」システムです。

欧州委員会が2001年に白書『今後の化学品政策のための戦略』において提案し、委員会等での議論を経て昨年10月、欧州議会及び理事会に最終案が提出されました。

●3つのポイント

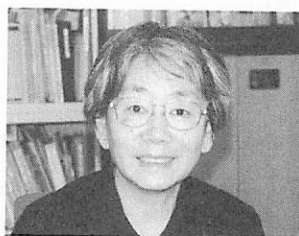
提案内容には3つのポイントがあります。

①欧州域内の事業者は欧州化学品庁に取り扱う化学物質の有害性情報等の提出義務を負う。「登録」対象物質の数は約3万と言われている。

②登録された化学物質ごとに提案される試験実施計画について、EU各国の規制当局は評価し、必要に応じて試験の実施を要求することができる。「評価」対象物質の数は、約5000と言われている。

③発ガン性、変異原性、生殖毒性、難分解性、生体蓄積性などの毒性物質について製造者は使用者に許可を必要とする。

BSE全頭検査廃止とアメリカ牛肉輸入再開問題



副代表・弁護士 神山美智子

1 BSEの反省からできた食品安全基本法

2003年5月に成立した食品安全基本法は、国民の声や専門家の意見に耳をかさず、事業者利益を優先した食品安全行政だったという反省が生み出したもので、きっかけはBSE発生でした。消費者の牛肉離れが進み、畜産農家も、肉屋も、焼肉屋も困ったため、何とか消費者の安心をあがなおうとして、食品安全基本法を作り、安全委員会を設け、トレーサビリティ法を作って牛の生産履歴を管理させ、肉にするため処理する牛は、ゼロ歳から全頭、異常プリオンに感染しているかどうか検査するとしたのです。当初から若い牛では感染を見つけることができないので、検査は無駄だという意見はありました。国際的にも30か月以上の検査で十分とされています。しかし日本で全頭検査を続けたため、21か月という若い牛の感染を発見することができたのも事実です。

2 科学的評価と管理

食品安全委員会は、科学的リスク評価機関と位置づけられており、国内BSE対策について春頃から評価を開始し、夏にはたたき台を出して、消費者や生産者を交えた意見交換会を開きました。たたき台には、検査は重要だが止めてもヒトへの感染リスクが高まるおそれはないと書いてありました。しかし、若い牛の脳の検査で異常プリオンを見つけられないなら、みつける方法を考えるのが科学です。脳には蓄積していなくても、感染牛の脊髄や回腸には異常プリオンが蓄積しているのですから。むしろ、食品安全委員会は、イギリスで感染した人たちは牛のどの部位をどれくらい食べたのか、輸血による人から人への感染がなぜ起きたのか、血液を含む牛の代用

乳が感染源ではないのか、などの問題を検討してほしいものです。

発見できない検査にお金をかけるのは無駄というのは科学ではなく安全管理の問題で、農水省や厚労省の仕事ですから、両省が自らの責任で、国民の意見を聞いて決めれば良いことです。また、解体途中での異常プリオンによる肉の汚染が現に心配されているのですから、これを防止するという大問題を真っ先に解決すべきです。

3 アメリカ牛の輸入禁止と検査見直し

BSE発生国の牛肉は全部輸入禁止にしてきたので、アメリカで発生したら輸入を禁止するのは当然の措置でした。検査なしで輸入を再開しろ、などという理不尽な要求は断れば良いはずです。しかしWTO（世界貿易機関）体制は、国際基準をクリアしている商品の輸入を断ってはいけないという、商売道徳に反するルールを作って世界におしつけています。もし日本政府が、アメリカや国際的な要求には従わざるをえないと判断したなら、食品安全委員会など利用せず、政治的な決断を下せば良いのです。

意見交換会でプリオン専門調査会の座長は、この評価は国内対策に限ったもので、アメリカ牛肉輸入再開とは無関係であり、アメリカ牛のリスク評価など、情報が少なく科学が政治を利用した見本です。到底できないと明言しましたが、新聞報道は、輸入再開とするものばかりでした。

“現代”医薬品の水資源汚染拡大と その原因について

森谷 隆

医薬品が今、水資源の汚染へと繋がる懸念が水資源環境や環境化学を専門とする研究者の間で高まっていることをご存知だろうか。

風邪気味だと感じた時に飲む風邪薬の錠剤を思い浮かべて頂きたい。「薬」として効果をもたらしてくれる物質は何なのか……。錠剤1つの中には、数mgの「薬」となる有効成分が混ざられている。そしてそれ以外の部分は、その物質が体内の適切な場所でのみ吸収されるよう設計された補助材料である。体に良い効果をもたらしてくれる部分は、「有効成分」と呼ばれるほんの数mgの部分である。

「有効成分」はどのように創造されるのか。一般的に、良い治療方法が未だ存在しない病気を目標にして、その病気の原因であろう生物学的現象を研究、調査し、「薬」が効果をもたらす可能性のある生物学的現象を絞り込む。次に、その現象に対して試験管レベルで有効性（または活性）を持つ化学物質を探す。有効性が示唆された化学物質を絞り込み、小動物試験などで検証する。この過程で、化学物質の副作用や毒性が発見されれば、生物学的有効性（活性）を高め、かつ毒性を抑えるために化学物質の構造を人工的に修正し、新たに合成する。このような試行錯誤を繰り返して病気の治療に有効と成り得る候補化合物を創出する。そして更に10年以上の期間を費やし、前臨床試験や人での臨床試験において有効性と安全性が確認された後、初めて市場へ向けて製造・販売され、我々の口や体に入る。

現代の医薬品研究開発の過程で見逃せない重要な点は、「有効成分」となる化学物質を創出するため、更に、人や動物体内で有効性を発揮し持続する（12時間、24時間、48時間など）ために、化学物質の構造を人工的に設計、修正、合成することにある。これが、多くの場合、化学物質の脂溶性を高め、分解しにくい構造を持つものへと導く。このような化学物質がいったん市場に販売され始めると、現代の大量生産・大量消費のサイクルに乗って広がって行く。これが、「医薬品」ライフサイクルの真の姿ではないだろうか。

さて、現代の自然環境の中にどれだけ「医薬品化学物質」

が広がっているのか、簡単なデータを示そう。論文調査すると、古くは1976年頃から米国ミシガン大学の研究グループが出版したものがある。だが、この問題について出版されてきている論文は、1996年以降のものが圧倒的に多い。これらの論文データによると、次の医薬品が、飲料用上水、下水、河川に拡散している代表的な化学物質として分類されている。簡略化して次のリストとした。

- 1.「鎮痛薬・抗炎症薬」…一般的な痛み止めに使われる頭痛薬など含まれる物質
- 2.「抗生物質・抗菌物質」…インフルエンザや風邪の時に使われる薬に含まれる物質
- 3.「血中脂質調整薬」…高脂血症や高血圧に使われる薬に含まれる物質
- 4.「細胞増殖抑制剤」…がん治療の化学療法に使う薬に含まれる物質
- 5.「経口避妊薬」…ステロイド系の避妊薬に含まれる物質

飲料用上水、下水、河川に多く検出されるのは、「鎮痛薬・抗炎症薬」や「抗生物質・抗菌物質」である。秋や冬になると風邪をひく人が多くなるせいか、季節変動して、農薬などと同様な濃度（ug/L-レベル）で検出できる例も少なくないようだ。いずれにせよ、医薬品に含まれる有効成分化学物質が、医薬品開発元や医者が想定するほど人や動物の体内で代謝・分解させずに、下水に流され、環境中に拡散し、回りまわって飲料用上水に混入して来ている現状がある。世界保健機構（WHO）もこの問題に気付いており、有害性の研究や評価をするべく声を上げ始めた。今回の投稿では、医薬品化学物質の詳細を取り上げ、この問題について考えて行きたいと思う。

（出所）

Heberer, T., 2002. Occurrence, fate, and removal of pharmaceutical residues in the aquatic environment: a review of recent research data. *Toxicology Letters*. 131, 5-17.

Jones, A.H. O., N. Voulvoulis, J.N. Lester., 2003. Potential impact of pharmaceuticals on environmental health. *Bulletin of the World Health Organization*. 81 (10), 768-769.

◎ セミナー&イベント開催のお知らせ

○佐賀学習会

国民会議の活動は全国の会員の皆様に支えられています。今まで東京を中心に開催してまいりました国民会議の学習会ですが、今回は佐賀で開催させていただきますことになりました。お近くにお住まいの会員の方々、お待たせいたしました！

- ◇日 時：2005年2月26日（土）13時30分～16時30分
- ◇場 所：佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ佐賀）多目的ホール
- ◇テーマ：化学物質と子どもの健康を考える
- ◇講 師：木下敏之氏（佐賀市長）※折衝中
黒田洋一郎氏（東京都神経科学総合研究所、CREST）
立川涼氏（国民会議代表）ほか

◎事務局日誌

○御礼 11月6日の総会には会場に溢れるほどの方々のご参加をいただきありがとうございました。なお、会場への道順案内不足のため、ご迷惑をお掛けしまして失礼を致しました。

○会費振込など送金についてお願い 同封の払込取扱票にて新年度会費（04年10月～05年9月）を郵便局でご送金されたくお願い申し上げます。

また「通信欄」に、入金理由（入会金、年会費、寄付金、またはブックレット代など）を必ずお書き下さい。理由の記載がない場合は、未納年会費に充当し、余りは寄付金と処理させていただきますのでご了承下さい。

◎ブックレットのご注文

ご注文の方法は、FAX（03-5367-2736）、電子メール（kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp）、または電話（03-5368-2735）にて、お名前・会員番号・冊数などをお知らせ下さい。

◎活動報告（04/10～11）

- 10月5日 環境省SPEED'98改訂ワーキンググループ会合座談にて中下事務局長意見発表
- 10月6日 容り法改正市民案についての学習会開催
- 10月14日 常任幹事会開催
- 11月6日 常任幹事会開催
- 11月6日 幹事会開催
- 11月6日 総会、記念講演会開催
- 11月7日 予防原則プロジェクト ミーティング開催
- 11月8日 毎日新聞朝刊にブックレット③の紹介記事掲載
- 11月14日 中日新聞朝刊にブックレット③の紹介記事掲載
- 11月23日 国際市民セミナー「化学汚染のない世界をめざして－EUの新しい化学物質規制（REACH）共催
- 11月29日 井口泰泉先生講演会「環境ホルモン最前線」開催（第二東京弁護士会共催）

お詫び

都合により、事務局が不在の日が多くなっております。お問い合わせ等への対応に時間がかかり、皆様にご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。現在、体制を整えておりますので、しばらくはご不便をご容赦下さいますようお願い申し上げます。

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

冬ソナと夢千代日記

主演は、ほほえみの貴公子ヨン様と、永遠のマドンナ吉永小百合さん。

唐突にこのお2人を並べることは、お2人にとっても、また大勢のファンの方々にとっても、ご迷惑かも知れない。しかし、環境ホルモンやダイオキシンのことがあまり報道されなくなった今、ここでお2人にご登場願うことをお許し戴きたい。

先月末来日したベ・ヨンジュン。成田に集まった報道陣500人。テレビカメラ数十台。都心に向かう車をヘリが追跡。NHKもトップニュース。宿泊先のホテルでは行列が出来てケガ人も出た。一般紙も1面で写真付きの熱い報道。狂奔するメディアとの批判も。

6年前の'98年。報道のトップはダイオキシン問題。大手各紙は連日のように「大気汚染度のダイオキシン調査、全都道府県に拡大」「一般廃棄物最終処分場、3割538施設に欠陥、有害物質しみ出る恐れ、厚生省調査」「環境庁36施設の緊急立ち入り調査を指示」「母乳中のダイオキシン、許容量の6倍」などと今調べても枚挙にいとまがない。その頃発行の『奪われし未来』。当時のアメリカ副大統領ゴアが巻頭言を寄せた。人類が生存の危機にあるとの認識。この『ダイオキシン・環境ホルモン対策国

民会議』発足もその頃。

しかし、'01年に入るとダイオキシン問題は急速にマスコミから姿を消した。

私が高校生の頃、学校に貼ってあった同年代の小百合さんのポスター。デビューしたその頃の清楚なままで、還暦近い小百合さんは活躍している。18歳の時「キューボラのある街」で主演女優賞を得てから、齢を重ねるごとに女優として人として魅力と厚みを増した。「戦争と人間」「男はつらいよ」「青春の門」「動乱」「夢千代日記」「細雪」「天国の駅」「おはん」それに最近の「千年の恋・ひかる源氏物語」など名作に出演し続け、その他18年間にわたりライフワークとしての「原爆詩の朗読」。

ダイオキシンなどの有害化学物質はその姿を見せない。人がそれを告発し続けることによってのみそれらは存在し続ける。

ヨン様フィーバーも良いが、小百合さんの継続に学びたい。

多くのNPO盛衰の中、6年間ねばり強く研究・啓蒙・提言・出版などの活動をしてきたこの『国民会議』。代表の立川涼先生をはじめ関係する皆様に心からの敬意を表したい。

私は男だからヨン様の追っかけをするのはおかしい。今後も熱烈なサユリストであり続けよう。どうぞ皆様よいお年を!!

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第32号
2004年12月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

編集協力・レイアウト

（南総合工房キャップ）

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>